

一般財団法人岩手県学校安全互助会
学校等安全普及啓発助成金交付要綱

1 趣旨

児童生徒等の健全な育成に資するため、学校等を始め教育関係諸団体（以下「団体」という。）が実施する児童生徒等の健康・安全に関する事業に対し助成金を交付する。

2 助成の対象

- (1) 助成金の交付対象となる事業は、次のようなものとする。
 - ア 通学、通園時の安全を確保、推進するための事業
 - イ 児童生徒等が学校等で安全に過ごすための事業
 - ウ クラブ活動等での安全を確保、推進するための事業
 - エ その他、児童生徒等の健康・安全に関する事業
- (2) 助成金の交付は、法人格の有無にかかわらず、前項の事業をする団体とし、個人は対象外とする。なお、企業は原則として団体に含めないものとする。
- (3) 助成の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、当該事業の実施に直接要する費用であり、かつ証憑書類によって金額が確認できるものに限る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は対象費用から除外する。
 - ア 当該事業以外の用途に容易に転用される情報機器や什器備品の購入費
 - イ 飲食費（茶菓子代、懇親会費、アルコール類を含む）
 - ウ 団体の経常的な運営費および人件費
 - エ その他、当該事業に直接関連性が認められない費用

3 助成金の限度額

助成金の額は、1団体につき年間10万円を限度とする。

4 助成金の申請

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を活動日の1か月前までに提出する。
 - ア 助成金交付申請書（様式1）
 - イ 事業計画書（様式2）
- (2) 助成金の申請期間は別途定めることとする。
- (3) 理事長は、申請があった内容を審査し、助成金交付の有無を申請団体に通知する。
- (4) 同一団体の同一事業（類似事業を含む。）への助成金の交付は、累計で3年間を限度とする。

5 実績の報告及び助成金の請求

助成金の交付決定を受けた団体は、当該事業終了後30日以内、または当該年度の翌年度4月15日のいずれか早い日までに、「事業完了報告書及び助成金請求書」（様式3）に支出を証明する証憑書類の写しを添えて、理事長に提出しなければならない。

6 助成金の確定、交付

- (1) 理事長は、「事業完了報告書及び助成金請求書」の提出があったときは、その内容を審査のうえ助成金額を確定し交付する。
- (2) 理事長は、助成対象の事業について、必要に応じて団体の事務所等への立入検査等ができるものとし、その団体は誠実に対応しなければならないものとする。

7 助成金の返還等

助成金交付の決定をされた団体が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の取り消し又は

交付した助成金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請及び事業完了報告等にあたり、虚偽や不正があった場合
- (2) 助成金を目的以外に使用したとき
- (3) 事業に当たって、不正の行為があると認められたとき
- (4) 前記6の第2項に規定する立入検査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは指示に従わない場合
- (5) その他この助成金の趣旨に反する事案が認められるとき

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年度以降の事業に係る助成金から適用し、令和7年度以前の事業については、なお従前の例による。